

大津市公設地方卸売市場運営協議会委員公募要領

1 公募目的

本市場の効率的な運営と施設の整備等必要な事項を協議するにあたり、広く市民の方々から意見をいただくため、次のとおり大津市公設地方卸売市場運営協議会の委員を募集する。

2 委員会の名称

大津市公設地方卸売市場運営協議会

3 委員の構成

「大津市公設地方卸売市場運営協議会」は、この公募により選ばれた委員と学識経験者、生産者、市場入場者その他関係団体の推薦により選出されたものとの構成する。

4 委員の役割

委員は、年2回から3回程度開催する「大津市公設地方卸売市場運営協議会」（平日の日中で1回あたり2時間程度）に出席し、市場の運営、施設の整備その他必要な事項等について、意見を述べるものとする。

※会議への出席者には、謝礼の支払いあり

5 委員の任期

令和8年7月1日（委嘱の日）から令和10年6月30日まで

6 募集人数

1人

7 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)令和8年7月1日現在で、市内に住所、勤務先又は通学先を有する者で、満18歳以上であること

(2)国又は地方公共団体の職員又は議員でないこと

(3)応募日現在において、本市の他の付属機関等の委員でないこと

8 応募方法

(1) 応募期間

令和8年5月1日（金曜）から令和8年5月15日（金曜）まで（必着）

(2) 応募方法

応募用紙（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、大津市公設地方卸売市場についての意見や提言などを800字程度でまとめた意見書（様式任意）を添えて、市場管理課まで提出すること。提出は持参、郵送、メールのいずれかとし、持参以外の場合は、必ず市場管理課へ到達確認をしてください。持参の場合は、上記期間中の午前9時から午後5時までとする。但し、土曜、日曜、祝日を除く。

(3) 提出書類

ア 応募用紙（別紙様式1、以下省略）

※市ホームページからのダウンロード又は市場管理課に配置

イ 大津市公設地方卸売市場についての意見や提言などを800字程度でまとめた意見書（様式任意）

(4) 提出先

大津市公設地方卸売市場管理課

〒520-2123 大津市瀬田大江町59番地の1

電話 077-543-8000

メール otsu1609@city.otsu.lg.jp

9 選考方法

応募者から提出された応募用紙及び意見書により、選考委員会で書類選考する。

但し、応募者が1名の場合は選考委員会を開催せず、選考委員会の各委員へ応募書面を回覧し合議決裁により選考する。

10 選考委員会

選考委員会の定員は5名とし、選考委員の内訳は次のとおりとする。

- (1)産業観光部長
- (2)産業観光部次長
- (3)公設地方卸売市場長
- (4)公設地方卸売市場管理課長
- (5)公設地方卸売市場管理課長補佐

1.1 選考基準

応募用紙及び意見書の記載内容から応募者の市場運営に対する積極性や熱意の有無等を判断し、選考する。但し、応募者が2人以上の場合は、応募用紙及び意見書の記載内容から選考委員会委員が下記の項目について評価を行い、合計点数の多い者を選考する。なお、評価項目及び点数は次のとおりである。

(1) 社会活動評価（0点又は1点）

(2) 意見書内容評価

ア 積極性、熱意（1点から3点）

大津市公設地方卸売市場に対する積極性や熱意を持ち合わせているか
(積極的に委員会へ参画し、大津市公設地方卸売市場を良くしたいという熱意があるか)

イ 市場流通の理解（1点から3点）

市場流通の仕組みや機能を理解しているか
(委員会に参画するうえで、基本的な知識を有しているか)

ウ 分析力（1点から3点）

大津市公設地方卸売市場の現状や課題を把握しているか
(大津市公設地方卸売市場の現状を十分に理解し、どのような課題があるかを把握しているか)

1.2 その他

(1) 応募用紙及び意見書は返却しない

(2) 提出後の応募用紙及び意見書については、差替え及び追加・削除は認めない

(3) 応募に係る経費は応募者負担とする